

令和元年余市町議会第4回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時41分

○招 集 年 月 日

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

令和元年11月5日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔

副 町 長 細 山 俊 樹

総 務 部 長 須 貝 達 哉

総 務 課 長 増 田 豊 実

企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨

地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文

財 政 課 長 高 橋 伸 明

税 務 課 長 紺 谷 友 之

民 生 部 長 前 坂 伸 也

福 祉 課 長 照 井 芳 明

子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り

保 険 課 長 羽 生 満 広

環 境 対 策 課 長 成 田 文 明

経 済 部 長 渡 辺 郁 尚

農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一

商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平

建 設 水 道 部 長 山 本 金 五

建 設 課 長 篠 原 道 憲

ま ち づ く り 計 画 課 長 千 葉 雅 樹

下 水 道 課 長 庄 木 淳 一

水 道 課 長 中 村 利 美

会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 秋 元 直 人

農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司

教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆

教 育 部 長 上 村 友 成

学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹

○開 会

令和元年11月5日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 (17名)

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会副議長 17番 土 屋 美 奈 子

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

〃 3番 近 藤 徹 哉

〃 4番 藤 野 博 三

〃 5番 内 海 博 一

〃 6番 庄 巖 龍

〃 7番 吉 田 浩 一

〃 8番 茅 根 英 昭

〃 9番 彫 谷 吉 英

〃 10番 寺 田 進

〃 11番 白 川 栄 美 子

〃 13番 安 久 莊 一 郎

〃 14番 大 物 翔

〃 15番 中 谷 栄 利

〃 16番 山 本 正 行

〃 18番 岸 本 好 且

○欠 席 議 員 (1名)

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事務局 長 杉 本 雅 純
書 記 細 川 雄 哉
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町一般会計補正予
算(第5号))
- 第 4 議案第 1 号 職員の分限について
の手續及び効果に関する条例等の一
部を改正する条例案
- 第 5 認定第 1 号 平成30年度余市町
一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 2 号 平成30年度余市町
介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 7 認定第 3 号 平成30年度余市町
国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第 8 認定第 4 号 平成30年度余市町
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 9 認定第 5 号 平成30年度余市町
公共下水道特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 10 報告第 2 号 平成30年度余市町
営住宅敷金基金運用状況報告につい
て

第 1 1 報告第 3 号 平成30年度余市町
災害見舞金基金運用状況報告につい
て

第 1 2 議員の派遣について

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年余
市町議会第4回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、野呂議員は通院のため、欠席の旨届け出
がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案1件、
報告3件、認定5件、議員の派遣について、他に
議長の諸般報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ
り、議席番号8番、茅根議員、議席番号9番、彫
谷議員、議席番号10番、寺田議員、以上のとおり
指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を
議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を
求めます。

○4番(藤野博三君) 令和元年余市町議会第4
回臨時会開催に当たり、11月1日午前10時より委
員会室におきまして議会運営委員会が開催されま
したので、その審議経過並びに結果につきまして
私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細
山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席が
ありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案1件、報告3件、認定5件、議員の派遣について、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきまして、ご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町一般会計補正予算（第5号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第1号 職員の分限に関するのし手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、認定第1号 平成30年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、議長と議会選出の監査委員を除く議員16名で構成する平成30年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることをつけ加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため地方自治法第98条の規定による書類の検閲並びに検査の権限を付与することに決しました。

日程第10、報告第2号 平成30年度余市町営住

宅敷金基金運用状況報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、報告第3号 平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき、議会運営委員会より去る10月28日から30日までの3日間、三重県伊賀市、愛知県岩倉市に所管事務調査にかかわる行政視察のため委員の派遣要求が委員長からありましたので、これを承認いたしましたことをご報

告いたします。

次に、去る10月23日から10月25日までの3日間、北後志町村議会議長会研修視察に出席のため、各議員のお手元に配付のとおり、会議規則第121条の規定により議員の派遣決定をしましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和元年度余市町一般会計補正予算（第5号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

令和元年度余市町一般会計補正予算（第5号）の内容につきましては、福祉センター入舟分館にて発生した漏水に伴い、専決処分により修繕費の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和元年11月5日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年9月26日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,622万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1 ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、3目福祉センター入舟分館費、補正額110万5,000円、11節需用費110万5,000円につきましては、修繕費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。歳出の上の段でございます。2、歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額110万5,000円、1節繰越金110万5,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○7番（吉田浩一君） 専決処分をしたということで緊急性があるということで工事が終わったのだと思いますけれども、ここの工事、何月何日から何月何日まで何日間行ったのか。それと、ここの工事をした業者のことについて、余市町の業者なのか、もしくはまたその以外の業者なのか、その辺もあわせてちょっと答弁をお願いします。

○福祉課長（照井芳明君） 7番、吉田議員のご

質問にご答弁申し上げます。

工期につきましては、10月1日から10月5日に完了してございます。そして、業者につきましては仁木町にございます藤田設備でございます。

○7番（吉田浩一君） 仁木町の業者さんだということだったのですけれども、ここの工事したとき誰か見に行きましたか、役場の職員で。担当課が行くのか、もしくは水道だから水道課が行ったのか、そこはわからないのだけれども、ここの業者さん、その工事をやっていたときの車をどこにとめていたかというのをちゃんと確認していますか。というのは、美園線の路上にちょうどあそこの前に横断歩道があって、横断歩道の真上にとめていたと思うのです、車。びっちりではないかもしれない。あそこのところ最近びっちりではないのだけれども、美園線は結構警察のほうでも立っているのです。要するにそれはなぜ立っているのかかわからないけれども、恐らく子供たちの通学の関係と、特にあそこのところは信号のない横断歩道があるので、その関係で道路交通の違反を見ているのではないのかなと思うのだけれども、どちらにせよ横断歩道の上に駐車をさせるということは駐車違反ですから、間違いなく。その辺町はちゃんと確認して、指示したのか。場所があそこのところは児童館がある関係で町の職員も、臨時か何かかわからないけれども、それもいますよね。あとは社協が事務所を構えているのだけれども、その辺も何も言わなかったということでしょうか。その辺は、どういうふうに確認していますか。

○福祉課長（照井芳明君） 7番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

工事の関係につきましては、入舟分館の館長と水道課の職員が確認に行っております。ご指摘のとおり横断歩道上の車の駐車につきましては、申しわけありませんが、そこは把握してございませんでした。申しわけありませんでした。

○7番（吉田浩一君） 把握していないというこ

とで、工事を発注する際、これは今回は福祉センターということだったのだけれども、いろいろな意味で余りよろしくないという状況があるのであれば、その辺は余市町としても十分確認して工事をやらせるようにしたほうがいいのではないかなと、そういうふうに思っていますので、今後そのようにお取り計らいをお願いします。答弁はいいです。

○11番（白川栄美子君） 1点だけ。

ここは施設もかなりの老朽化しているということで、緊急ということで100万円かけて水道の工事したわけなのですけれども、今後の方向をちょっと聞きたいのですけれども、全体的にここ今利用者が少ないということはまず聞いています。そんな中で福祉センター全体がここ本当に老朽化している中で金額、多額のお金かけられたのですけれども、そういう施設がまたほかにもきつと余市町であると思うのですけれども、ここというのは全体的な見直しというのはしないのでしょうか。そういうのをちょっと考えているかどうかだけ聞いておきたいと思います。

○民生部長（前坂伸也君） 11番、白川議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご指摘のありましたとおり、入舟分館、非常に老朽化している施設でございます。建築後50年以上たっております。そういった中で今現在は地域におきます会館としての機能や、あと乳幼児の健診、あとご案内のとおり社会福祉協議会の事務所も有しております。そういった中で多目的に使われている施設でございます。今議員さんのほうも利用者の部分でのご質問もございましたが、現在では年間で約4,000人を超える利用もございます。5,000人弱でございます。そういった中で、先ほども言いましたが、多目的に使われていることも含めてこの機能は維持していかなければならないと考えております。一方では非常に老朽化しているという部分もございますので、当面は修繕

等の対応によってこの機能を維持してまいりたいと考えておりますが、それにつきましても限界があるところがございます。そういった中で町全体で見ますと、こういう福祉施設の老朽化が非常に進んでおりますので、今後その機能のあり方、会館等の施設のあり方も含めて十分に検討した中で総合的、かつ複合的に今後の施設のあり方について検討していかなければならないと、このように考えております。

○14番(大物 翔君) 1つ心配事がありまして、というのも今回は水漏れしたところを管を入れかえて、新品にしたということなのですが、ただ継ぎ目の部分、もともと事故が起きる前は恐らく布設した当時、建設した当時のまんまの管がずっと走っていらっやっと思ったのです。今回水漏れしたから、取りかえをしたと。ただ、多分地下の部分になるかと思うのですが、建物に水を運ぶための管との継ぎ目のところ、もともとあったほうは多分古いまんまのはずなので、片方は恐らく詰まっていると言ったら語弊ありますけれども、古くなっているでしょうから、こっちは細くなっていると。新しいほうは多分新品につけかえたでしょうから、規定の大きさになっていると。としますと、圧の違いで継ぎ目のところがまた壊れてしまう可能性が今後出てくるのではないかなという心配があるのが1つと、これにかかわる話なのですが、二、三年前に生活会館のほうで灯油漏れの事故があったのです。その際はほかの建物の設備問題ないかと全部確認して回ったと聞いているのですが、今回不幸にしてこういう事故が起きたと。では、余市町が面倒を見ているほかの施設の水道管の臨時点検とでも申しませうか、その辺はされたのかなということと平均すると公共施設の水道管って布設から何年ぐらいたっている状態なのかなというのが心配になったのです。恐らく50年クラスの管であればあちこち多分、今回は入舟分館でしたけれども、

ほかのところでもそういう事故って発生し得るのではないかなと心配しておるのですが、点検含めてそのあたりはどうなのでしょう。

○福祉課長(照井芳明君) 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の継ぎ目の部分につきましては、管全体を交換してございますので、その点については安心してこちらのほうはないということで認識しております。

点検のことにつきましては、申しわけありません、その部分についてはちょっと精査し切れていない部分がございますので、今後各施設の水道管の点検状況につきまして確認してまいりたいと思っております。

ほかの施設の関係につきましても、今回漏水したところが一番古い50年ぐらいたっているところで、あとはほとんど昭和にできたような建物ですので、そちらにつきましても今後ちょっと調査をしていながら確認していきたいと存じておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第4、議案第1号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(増田豊実君) ただいま上程されました議案第1号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、一部の規定を除き本年9月14日から施行されたことに伴い、本町条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、それぞれの制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月5日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例。

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和28年余市町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

(余市町下水道条例の一部改正)

第3条 余市町下水道条例(昭和63年余市町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第4号を次のように改める。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第8条の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。
ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、認定第1号 平成30年度余市町一般会計歳

入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第5ないし日程第9を一括議題といたします。

ただいま一括議題となっております認定第1号ないし認定第5号までの認定5件については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する平成30年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることに

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、一括議題となっております認定5件につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する平成30年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に

対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、報告第2号 平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第2号 平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しておりましたところ、審査意見書の提出がございましたので、これを添付し、本議会にご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告について。

地方自治法第241条第5項の規定により、平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況を次のとおり報告する。

令和元年11月5日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況調書。平成31年3月31日現在。前年度末現在高1,527万2,300円。本年度運用状況。入居者敷金53万4,600円につきましては、入居者21名分の敷金でございます。一般会計積立金778円につきましては、預金利子でございます。退去者敷金還付金65万8,000円につきましては、退去者28名分の敷金の還付でございます。一般会計の町営住宅環境整備事業費への運用額ゼロ円。一般会計の町営住宅環境整備事業費への使用額ゼロ円。合計12万2,622円の

減。決算年度末現在高1,514万9,678円。

以上、報告第2号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 平成30年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告については、報告のとおり了承されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、報告第3号 平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第3号 平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況報告につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しておりましたところ、審査意見書の提出がございましたので、これを添付し、本議会にご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況報告について。

地方自治法第241条第5項の規定により、平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況を次のとおり報告する。

令和元年11月5日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況調査。平成31年3月31日現在。前年度末現在高500万380円。本年度運用状況。一般会計積立金48円につきましては、預金利子でございます。災害見舞金支給額ゼロ円。一般会計への運用額ゼロ円。合計48円。決算年度末現在高500万428円。

以上、報告第3号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 平成30年度余市町災害見舞金基金運用状況報告については、報告のとおり了承されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和元年余市町議会第4回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時41分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 8番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 9番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 10番 寺 田 進